

第1章 宮城県の景観の現状と課題

1 県土の景観特性

(1) 県土の景観特性(略)

(2) 県土の景観の現状

自然的な側面

主な山地・丘陵地域においては、自然公園法及び県立自然公園条例による国定公園，県立自然公園の指定により，保全・適正利用がはかられている。また，自然環境保全条例による県自然環境保全地域あるいは緑地環境保全地域の指定により，保全がはかられている。それとともに林業振興の各施策による森林の保全・活用も行われている。

海岸域のリアス式海岸部では国立公園及び国定公園の，また松島では県立自然公園の指定がなされ，それぞれ保全と適正利用がはかられている。また仙台湾地区においては県自然環境保全地域が指定され，保全がはかられている。また松島については，文化財保護法の特別名勝の指定による保護・保全がなされている。

仙北平野部にある大規模な沼地は，多くの渡り鳥の飛来地となっており，特に伊豆沼・内沼はラムサール条約()に指定され，これらの保護がなされている。

ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」

自然景観は，一般に，面的開発や人工構造物によって容易に損なわれやすいため，特に優れた景勝地等においては，各種の開発と景観に係わる問題が生じる例も見られる。

社会的側面

都市域においては，仙塩広域都市計画区域などで，市街地再開発や土地区画整理事業をベースとした新たなまちづくりが行われている。また都市域の拡大とともに，宅地開発等により丘陵部の景観が著しく変化してきた。

公共建築物や橋梁，街路，都市公園などの公共施設整備にあたっては，景観に配慮した整備がなされることが多くなってきている。

その他の公共施設の整備などについても，個々には周辺景観との調和を考慮した整備も行われはじめている。

都市公園をはじめ建築物周辺の緑化や生け垣の推奨など都市域での緑化，その他街路樹植栽や法面緑化など様々な緑化の推進は，地域の景観向上，修景にも貢献している。

一方，人口集中によるマイナス要因として，ごみの散乱や放置自転車など社会的なマナーの欠如に起因する問題点も見受けられる。

農村域においては，農業施策に係わる各種の事業が行われているが，地域構造の変化などによる耕作放棄地の拡大など，懸念される状況も見られる。

山村域においては、林業の構造的不況や後継者不足など、森林の保全上懸念される状況も見られる。

歴史的側面

地域の歴史性、文化性を表す歴史・文化財は県内にも多数見られ、その多くは文化財指定などによって保存がはかられている。

貞山運河を活用した歴史的景観に配慮した整備など、歴史的な価値に着目した各種の事業なども行われている。

一方、地域レベルでの身近な価値を持った古民家などの歴史的資源については、現状のままでは建替えなどが行われ、その価値の消失が危惧される面もある。

地域における伝承・民話などの主人公を、まちのサインやモチーフとして表現するなどの試みも多く行われるようになっている。



(栗原市一迫の水田と水車)

3 景観形成に向けての課題

前項までに整理した県土の景観特性等を踏まえ、景観形成の課題について、以下のとおり主としてハード面に関するものを「まもる」「つくる」という視点、主としてソフト面に関するものを「育てる」という視点から位置づけ、整理した。

<p>ま も る</p>	<p>豊かな自然景観の保全の必要性 県民の共有財産である豊かな自然景観の保全 景観上、特に重要な山や水辺の景観の保全 生態系への配慮などを含めた景観形成</p> <p>地域の個性を形づくる景観資源の保存・継承の必要性 鎮守の森など、安らぎを感じさせる身近な景観の保存 広大な田園風景のパノラマなど、地域を特徴づける景観の保全 <u>市街地の背景や山並みに対する前景など、「眺望」と「視点場」を重視した景観の保全</u> 歴史的なまちなみや建造物など、歴史・伝統文化的景観の継承</p>
<p>つ く る</p>	<p>地域の個性を生かした景観形成の必要性 都市から農村まで、多様な背景をもつ地域の特色を生かした景観形成 <u>魅力ある商業空間の形成など、地域づくりと連動する景観形成</u> <u>優れた都市景観や景勝地のみではなく、日常の何気ない景観に着目した景観形成</u></p> <p>景観に配慮した各種施設整備の必要性 場所に応じた緑化手法の選定など、きめ細かな緑化・修景 周辺との調和など、景観に配慮した公共建築、構造物等の整備 各種法令や制度を活用したまちなみや一般建築物等の適正な誘導</p> <p>景観阻害要素の是正の必要性 錯綜した電線・電柱など、景観を阻害する要素の除去・是正 無秩序な広告物やサイン類等による景観的な混乱の是正</p>
<p>育 て る</p>	<p>社会的意識の普及・向上の必要性 ごみの散乱や放置自転車など、モラルやマナーの面から取り組む社会的意識の向上 <u>景観教育を通じた景観意識の普及・向上</u></p> <p>官民が共働・連携した景観形成の必要性 県と市町村そして住民・企業が互いに協力しながら進める取り組み 地域で活動するボランティアグループなどとの交流の促進</p>

第2章 景観形成指針

1 景観形成の基本目標

宮城県の景観の現状と課題等を踏まえて、宮城県が目指す「景観形成の基本目標」を以下のように設定する。

豊かな景観資源，歴史，文化を保全し継承していくために

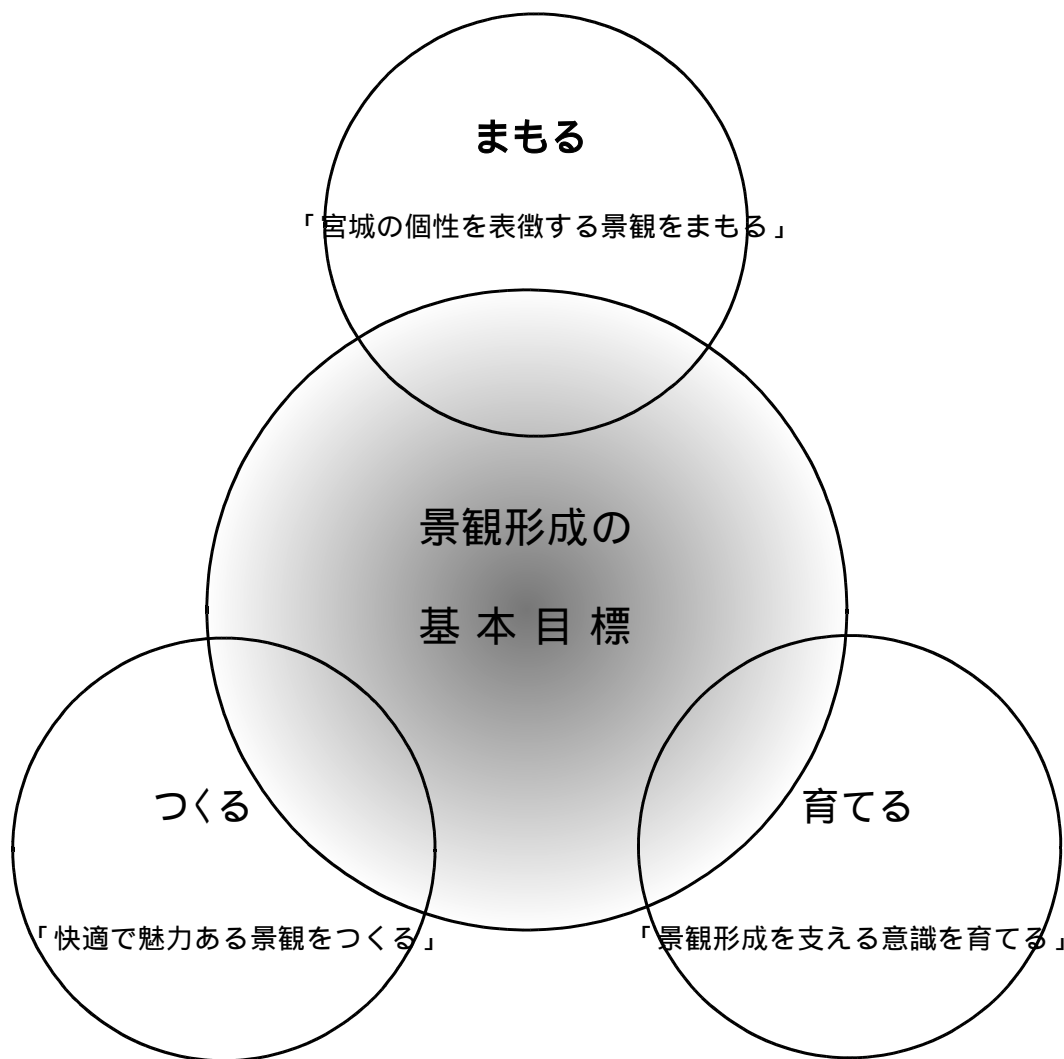
~~~~~ **宮城の個性を表徴する景観をまもる**

地域の特性を生かし，個性ある景観を創造していくために

~~~~~ **快適で魅力ある景観をつくる**

県民意識の醸成と参加による景観づくりを育成していくために

~~~~~ **景観形成を支える意識を育てる**



## 2 景観形成の基本方向

景観形成の基本目標を具体化していくために、景観形成の「基本方針」を設定する。この「基本方針」は、景観形成指針全体を統括する観点から、宮城らしいより良い景観を保全・創造し、次の世代へ伝えていくための、基本的な方向を表すものである。

景観形成の「基本方針」として「まもる」「つくる」「育てる」という視点を基調としつつ、さらにそれらの境界領域に位置する考え方についても併せて考慮し、以下のように設定する。

### 基本方針 (保全の視点) 「自然の保全及び調和をはかった良好な景観の形成」

良好な自然環境を形成する多様な自然資源(植生,地形,河川,海岸など)の保全をはかる。新たな開発や整備にあたっては,周辺環境への影響,景観的な連続性などを踏まえ,生態系などを含めた自然との調和に配慮する。

### 基本方針 (継承の視点) 「伝統や歴史・文化など,地域の個性を形づくる景観の保全・継承」

*地域の自然,歴史・文化,住民の生活,産業活動等との調和により,地域の個性を生かした多様な景観の継承をはかる。*

昔ながらのまちなみや広大な田園景観など,地域を特徴づける景観の保全・継承をはかる。

*文化財や山並みに対する前景や背景といった特色ある「眺望」とともに,そこを見る場所としての「視点場」も一体として保全していく。*

### 基本方針 (創造の視点) 「環境と調和した快適で魅力ある景観の創造」

良好な景観を創造していく上で,先導的な役割を果たせるような公共建築や各種公共事業の推進をはかる。

*賑わいを演出する商店街づくりなど,中心市街地の活性化や地域づくり活動とタイアップした景観づくりの推進をはかる。*

散乱ごみや無秩序な看板など,景観を阻害している要素をとり除き,より良い景観の形成をはかる。

### 基本方針 (活用の視点) 「地域の個性を積極的に活用した景観の形成」

各地域の立地や成り立ちなどから表される景観的資源(地域に親しまれているランドマークやシンボル,デザインモチーフとなる歴史・文化的要素など)を活用した景観の創出をはかる。

*地域の魅力が増進・創出され,観光その他地域間交流の促進につながるような個性ある景観の形成をはかる。*

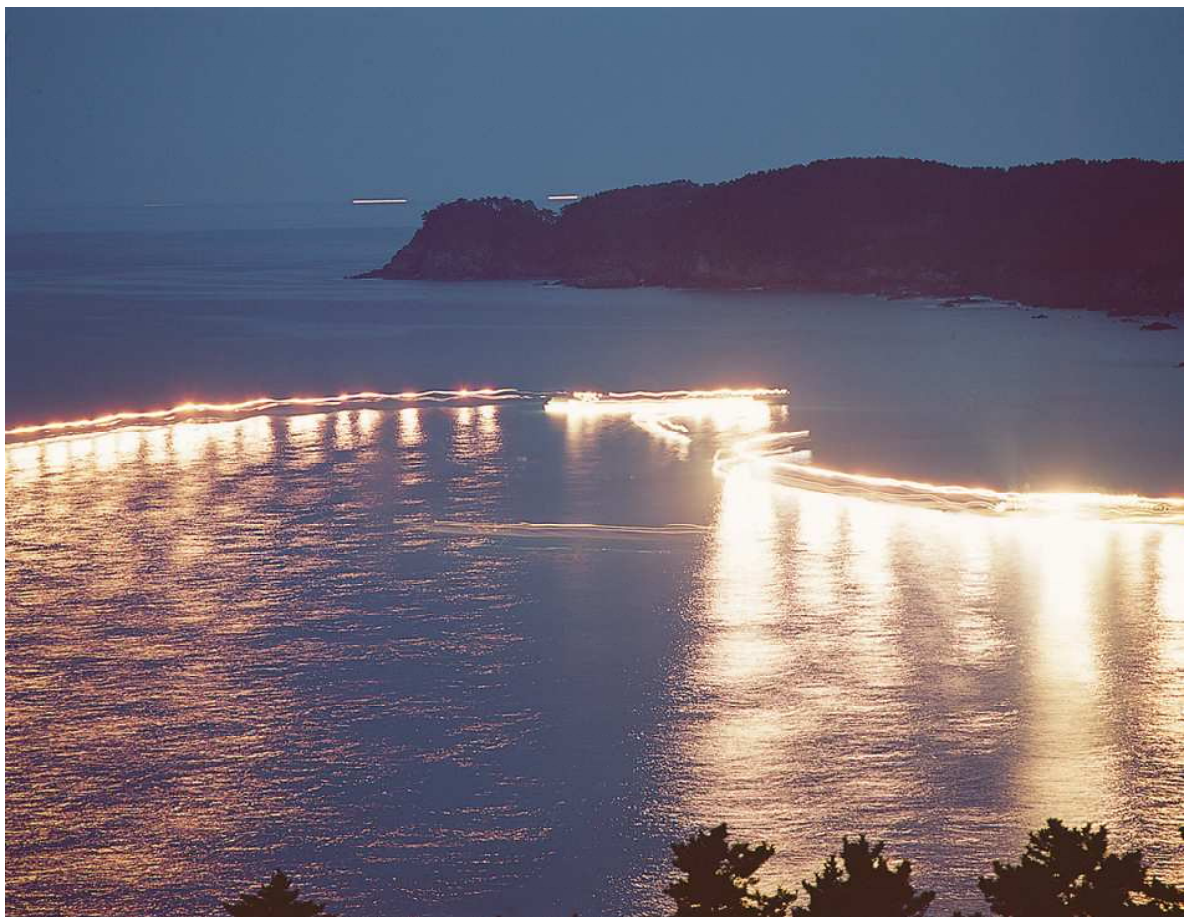
*優れた都市景観や景勝地のみならず,生活に根ざす日常の何気ない風景を大切にした景観の形成をはかる。*

**基本方針 (育成の視点)「景観は共有の財産であるという社会的意識の育成」**

景観形成に関する普及・啓発活動などを通じて、散乱ごみや放置自転車などの景観阻害要因を発生させないという日常的な視点を含めた、景観向上のための社会的意識の育成をはかる。良い景観を自分たちの手でまもり、つくり、向上させていくことを通じて、地域の存在価値を高めていくなど、住民参加による地域振興への意識の育成をはかる。

**基本方針 (醸成の視点)「行政・住民・事業者が一体となって景観づくりに取り組む気運の醸成」**

官民が景観づくりに関するパートナーシップを保ちながら協働・連携していくために、それぞれの役割を明確にするとともに、景観形成のためのルールづくりや推進体制の整備などにより、意識の高揚、気運の醸成をはかる。



( 牡鹿半島の漁り火 )